

答申第 50 号  
平成16年9月22日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

情報公開審査会  
会長 錦 織 成 史

公文書の部分公開決定及び非公開決定に係る異議申立てに対する決定  
について（答申）

平成16年2月9日付け諮問第132号及び同日付け諮問第133号で諮問の  
あった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 兵庫県食品衛生管理プログラム認定申請書（新規）（平成15年1月16日付  
け）
- 2 兵庫県食品衛生管理プログラム認定申請（平成15年1月16日付け）に係る  
添付書類

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

- 1 「兵庫県食品衛生管理プログラム認定申請書(新規)」(平成15年1月16日付け)に係る部分公開の決定において、非公開とした情報は公開すべきである。
- 2 「兵庫県食品衛生管理プログラム認定申請(平成15年1月16日付け)に係る添付書類」に係る非公開の決定において、下記の情報に係る非公開の決定は妥当であるが、その余の部分は公開すべきである。
  - (1) 上記申請書を作成した事業者の従業員の氏名、印影及び電話番号
  - (2) 購買管理規定の5.2「購買先選定フローチャート」中、ステップ2の「どのように」欄に記載された情報
  - (3) 購買管理規定の別表 2(1)「購買先選定評価表」の評価項目欄及び備考欄に記載された情報並びに評価方法及び合格基準に関する情報
  - (4) 購買管理規定の別表 2(2)「購買先選定評価表(農場用)」の評価項目欄及び備考欄に記載された情報並びに評価方法及び合格基準に関する情報
  - (5) 購買管理規定の別表10「受入検査について」のうち、むね肉製品について実施する検査の内容
  - (6) 購買先立入検査手順書のうち、検査実施項目及び検査手順

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、知事(以下「実施機関」という。)が平成15年9月24日付けで行った部分公開決定及び非公開決定を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

- (1) 申請者は、情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)の存在により申請書の内容を公開請求される可能性を知った上で申請したものであり、申請の段階で公開に同意していると言えるので、公開を欲しない営業上の秘密は存在しない。また、特別な知的財産等の存在があれば、別途保護する手続も存在しているので、申請者に特段の不利益は存在しない。

- (2) 市民の側からすれば、どのような内容に対して行政が認定をしているのか知りたいと思うのは当然のことであり、行政としては説明責任を果たすべきである。
- (3) 公開されることにより、誰がどのような不利益を受けるのか、また、その不利益は我々市民が公開を受けないという不利益と比較して守る必要があるほど大きいのかという利益の比較考慮をするべきである。その上で、具体的事例にあてはめて、当該事例でも要件を満たすのかまでの慎重な対応が必要である。

### 第3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書、非公開理由補足説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由等は、次のとおり要約される。

#### 1 本件公文書について

兵庫県食品衛生管理プログラム認定は、県内の食品関連施設に対して一定水準の管理が認められるとして兵庫県食品衛生管理プログラム認定要綱に基づき実施機関が認定する県独自の制度である。

認定を受けようとする事業者は、申請の際、上記要綱第4条に基づく申請書に、兵庫県食品衛生管理プログラム認定実施要領の6(2)に規定する資料を添付しなければならない。

本件公文書を作成した法人(以下「申請事業者」という。)は、プロイラーを処理し、鶏肉を卸販売する事業者であり、本件公文書は、当該事業者が兵庫県食品衛生管理プログラム認定を申請する際に提出した申請書及びその添付書類である。

#### 2 公開しない部分及びその理由

本件公文書のうち、申請書については部分公開、申請書の添付書類については非公開の決定をしたが、再度検討した結果、次の部分については非公開とし、その他の部分は公開することが妥当であると考える。

##### (1) 従業員の氏名、印影及び電話番号

条例第6条第1号該当

特定の個人を識別できるものであって、通常他人に知られたくないと認められる情報であるため。

##### (2) 取引先の名称及び所在地並びに使用する機械器具、薬品の商品名及びメーカー

条例第6条第2号該当

取引上の秘密に関する情報であり、競合他社に知られることにより公正な競争

上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報であるため。

(3) 購買先選定方法及び受入検査内容

条例第6条第2号該当

当該法人の規定する取引先を選定する際の基準及び評価するための調査項目は、内部管理に属する情報であり、公にすることにより取引先に関する正確な情報の把握を困難にするおそれがあり、当該法人の公正な事業運営が損なわれると認められる情報であるため。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件公文書について

(1) 本件公文書は、平成15年1月16日付けで実施機関に提出された「兵庫県食品衛生プログラム認定申請書」（以下「本件公文書1」という。）及び当該申請書に添付された資料（以下「本件公文書2」という。）から成っている。

(2) なお、兵庫県食品衛生管理プログラムの認定とは、県内の食品関連施設に対して一定水準以上の管理が認められるとして実施機関が認定するものであり、認定を受けた事業者は、認定基準に適合した食品の包装又は容器に認定マークを付して、これを販売することができることとされている。

(3) 実施機関は、本件公開請求に対して、本件公文書1については部分公開とし、本件公文書2については、その全部を非公開とする決定を行った。

しかし、実施機関は、当審査会への諮問後の平成16年7月26日付けで当審査会に提出した非公開理由補足説明書においては、再検討の結果、本件公文書2については一部を除いて公開することが妥当であると判断したと述べている。

そこで、実施機関がなお非公開が妥当とする部分について、以下その適否について検討する。

##### 2 条例第6条第1号の該当性について

###### (1) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、公開請求に係る公文書に「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合は、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは、情報公開制度において、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳

と自由を守ることを目的とした趣旨であると解される。

(2) 実施機関が非公開であるとする情報

実施機関は、本件公文書 2 において、申請事業者の従業員の氏名、印影及び電話番号を条例第 6 条第 1 号に該当するとして非公開とすべきと主張している。

(3) 個人の氏名、印影及び電話番号は、特定の個人を識別することができる情報である。また、本件公文書 2 における上記の情報を公にすれば、当該個人が申請事業者の従業員であることが明らかになる。一般に、個人にとって自分がどのような団体に所属しているかといった情報は、通常他人に知られたくないものと認められる。

したがって、上記(2)の情報は、条例第 6 条第 1 号に規定する非公開情報に該当するものと判断する。

3 条例第 6 条第 2 号の該当性について

(1) 条例第 6 条第 2 号について

条例第 6 条第 2 号は、公開請求に係る公文書に「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合は、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害を防止することを目的とした趣旨であると解される。

(2) 実施機関が非公開であるとする情報

実施機関は、本件公文書 1 のうち、申請事業者の取引先の名称を条例第 6 条第 2 号に該当するとして非公開としている。

また、実施機関は、本件公文書 2 の次の部分を条例第 6 条第 2 号に該当するとして非公開とすべきと主張している。

ア 申請事業者の取引先の名称等

イ 申請事業者が使用する機械器具等の商品名等

ウ 申請事業者が行う購買先選定、受入検査及び購買先立入検査に係る情報

(3) 申請事業者の取引先の名称等

ア 実施機関が非公開とすべきであると主張する取引先に係る情報は次のとおりである。

原料（生鳥）の仕入元の業者の名称

製品の販売先の業者の名称、店名及び所在地

原料や製品の運搬委託業者の名称  
加工の工程中の委託業者の名称  
害虫防除に係る契約業者の名称

イ 一般に、事業者間の個々の取引に関する情報は、これを公開すれば両当事者の有する公正な競争上の利益を害するおそれがあり、条例第6条第2号に該当すると考えられる。

しかし、本件においては、申請事業者は、プロイラーを処理し、鶏肉を卸販売する業者である。そして、近年、食品の安全性に関する情報に対する公開の要請は高まっており、生産業者名、製造・加工業者名、販売業者名をはじめとする生産・流通履歴は公表される方向にある。この限りにおいて、上記 から までのような業者の名称、つまり、食品の流通経路に関連する情報は、一般の取引に関する情報よりも公開されるべき要請が強いものと言うべきである。

しかも、本件の場合、上記 及び の業者について、本件公文書に記載されているのは業者名（一部は店名、所在地を含む。）のみであり、 から の業者については、業者名に加えて、委託業務の一般的な業務内容や手順が併記されているのに過ぎない。当該業者と申請事業者との取引に係る諸条件、金額といった具体的な取引内容や営業上の秘密に関する情報が併せて記載されているといったことは認められなかった。

これらの点を総合的に判断すると、上記 から の情報が公になった場合、当該業者又は申請事業者の正当な利益が害されるおそれがあるとは考えられない。

ウ したがって、これらの情報は、条例第6条第2号に規定する非公開情報に該当しないものと判断する。

(4) 申請事業者が使用する機械器具等の商品名等

ア 実施機関が非公開とすべきであると主張する機械器具等に係る情報は次のとおりである。

申請事業者が製品加工の工程において使用する機械や温度計の商品名  
申請事業者が従業員の検便検査において使用する器具等の商品名  
申請事業者が消毒のために使用する薬品の商品名及びそのメーカー名

イ 本件の場合、上記機械器具等について、本件公文書に記載されているのは商品名及びメーカー名のみである。なお、 の温度計については、その測定対象、使用方法が併せて記載されており、 の薬品のうち一部のものについては、その使用量、使用頻度等が併せて記載されているが、いずれも特殊な用法等が記載されているわけではなく、それらの情報と結びつける形で当該商品名が公になったとしても、申請事業者又はメーカーの有する営

業上の秘密に関する何らかの情報が明らかになるとは考えられない。

ウ なお、実施機関は意見陳述において、上記商品名を公開した場合、当該商品が実施機関により認定されたものであるかのような印象を与え、競合他社への影響が出るおそれがあると述べた。

しかし、食品衛生管理プログラム認定制度は一定水準以上の管理が認められる食品関連施設を認定するものであって、当該施設で使用されている個々の機械器具等の性能等を認定するものではないことは明らかである。

エ したがって、 から の情報が公になったからといって、申請事業者、当該商品を製造・販売するメーカー、あるいは競合他社の事業運営に何らかの具体的な支障が生じるとは考え難い。よって、これらの情報は、条例第6条第2号に規定する非公開情報に該当しないものと判断する。

(5) 申請事業者が行う購買先選定、受入検査及び購買先立入検査に係る情報

ア 実施機関が非公開であると主張する購買先選定等に係る情報は次のとおりである。

購買管理規定の別表 2(1)「購買先選定評価表」の評価項目欄及び備考欄に記載された情報並びに評価方法及び合格基準に関する情報

購買管理規定の別表 2(2)「購買先選定評価表(農場用)」の評価項目欄及び備考欄に記載された情報並びに評価方法及び合格基準に関する情報

購買管理規定の別表 10「受入検査について」のうち、むね肉製品について実施する検査の内容

購買先立入検査手順書のうち、検査実施項目及び検査手順

イ 上記 及び の情報は、申請事業者が生鳥、むね肉製品及びその他物品の購買先を選定するに当たって個々の業者を点数化して評価する「購買先選定評価表」の様式に記載された評価項目、評価方法及び合格基準である。このうち評価方法及び合格基準については、購買管理規定の5.2「購買先選定フローチャート」中、ステップ2の「どのように」欄にも同様の記載が認められる。

上記 の情報は、申請事業者が購買先からむね肉製品を受け入れるに当たって実施する検査の内容である。

上記 の情報は、申請事業者が各購買先に対して行う立入検査の実施項目及び手順である。

ウ 以上のような情報は、申請事業者の内部管理に属する情報であり、公にした場合、評価や検査の対象となる業者が対策を講じるおそれがあるなど、業者の実態に関する正確な情報の把握が困難となり、購買先選定や検査に

係る申請事業者の業務に支障が生じ、ひいては申請事業者の公正な事業運営が損なわれると認められる。よって、これらの情報は、条例第6条第2号に規定する非公開情報に該当するものと判断する。

4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。



(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
16 . 2 . 9	・ 諮問書の受領
16 . 2 . 17	・ 実施機関の非公開理由説明書の受領
16 . 2 . 23 (第152回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取
16 . 3 . 10	・ 異議申立人の意見書の受領
16 . 7 . 27	・ 実施機関の非公開理由補足説明書の受領
16 . 7 . 27 (第156回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由の補足説明を聴取
16 . 8 . 30 (第157回審査会)	・ 審議
16 . 9 . 22 (第158回審査会)	・ 審議 ・ 答申